

(様式第11号) (第24条関係)

太陽光発電施設設置届出書

2025年 8月 21日

長野県知事 様

住 所 長野県上田市長瀬3580  
氏 名 YANAGIDA株式会社  
代表取締役 小宮山純一  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の設置の場所	長野県上田市仁古田465-1
事業区域の位置及び面積	934㎡
太陽光発電施設の合計出力	49.5kW (太陽電池の合計出力 68.12kW)
太陽光 発電事 業の内 内容及 実施予 定期間	発電電力の用途 <input checked="" type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 設備ID ( オフサイトPPAの為設備ID無し )
	設置工事着手予定日 令和7年10月1日
	設置工事完了予定日 令和7年11月6日
	運転開始予定日 令和7年11月7日
	施設撤去予定日 令和37年12月7日
太陽光発電施設の設置に関する計画	別添「太陽光発電施設設置計画書」参照
太陽光発電施設の構造に関する事項	地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造(強度)計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。
景観保全のための措置の検討に関する事項	別紙「景観の保全のための措置の検討状況書」参照
環境の保全のための措置の検討に関する事項 (※環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	該当なし
備考	連絡先 (電話番号) 0268-75-0262 (FAX番号) 0268-75-0218 (電子メールアドレス) info@i-yanagida.jp

注1 該当する□内に△印を記入すること。

2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。

3 「事業区域の面積」欄には、小数第1位まで記載すること。

4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。

5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。

6 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

- (添付書類)
- 1 位置図
  - 2 事業区域図
  - 3 太陽光発電施設の配置図
  - 4 条例第11条の書面
  - 5 その他知事が必要と認める書類



景観の保全のための措置の検討状況書

項目	検討事項	配慮する内容
全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	既存の地形のまま土地の造成等は必要最低限にとどめます。
	(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成(シミュレーション)等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	上田市都市計画課に確認しました。 (添付資料に完成予想図)
配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	主要な道路や住宅の敷地等に隣接していません。
	(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	架台の離隔を0.8mといたします。
規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	架台の高さは800mmといたします。
	(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	角度を20度といたします。
形態・意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	配列に一定の規則性を持たせるように配置いたしました。
	(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	周囲の山並みと整合させました。
	(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	道路等から見えにくく配慮いたします。

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	低反射のもの、結晶が目立たないものを選定いたします。
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	黒または紺を使用いたします。
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	配慮いたします。
		(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	同系色ではないですが、目立たないシルバーにしました。
附帯施設・ 附属施設		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	配慮いたします。
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	新設は必要最低限の本数にいたします。
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	景観に配慮した色彩を使用します。
敷地の緑化		(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	該当ありません。
		(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	同上
その他		(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	周囲には主要な道路や住宅が存在しません。
		(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	定期的に保守点検を実施します。
		(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。	上田市都市計画課に確認しました。 (添付資料に完成予想図)

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

(参考様式) (第 19 条関係)

## 維持管理計画

作成日

2025 年 5 月 8 日

太陽光発電施設の設置場所	長野県上田市仁古田 465-1	
事業者名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）	〒386-0407 長野県上田市長瀬 3580 YANAGIDA 株式会社 代表取締役 小宮山純一 0268-75-0262	
保守点検責任者	氏名及び住所	〒386-0407 長野県上田市長瀬 3580 YANAGIDA 株式会社 代表取締役 小宮山純一
	電話番号	0268-75-0262
合計出力	49.5kW(太陽電池の合計出力 68.44W)	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日（事業終了予定日）	令和 37 年 12 月 7 日	
損害保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	・太陽光発電施設の処分は廃棄物処理業者に依頼する ・撤去後は更地に戻します	
維持管理計画及び状況の公表方法	・請求があつた場合は開示します	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと、基礎などが強度不足になるような劣化がないことを保守点検項目に従って巡視を実施  
豪雨による水害
- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、保守点検項目に従い巡視を実施

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

- ・事故・災害が発生した場合には、迅速状況を把握し、関係機関(経済産業省、市町村、県など)に連絡する。
- ・土砂の流出やパネルの飛散など周辺環境に及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	☑	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	年1回	
			端子箱に破損、変形がないか		年1回	
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。		年1回	
	☑	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。		年1回	
	☑	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。		年1回	
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。		年1回	
	☑	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。		年1回	
	☑	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。		年1回	
			接続部に緩み、破損がない。		年1回	
	☑	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。		年1回	
架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。			年1回			
積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。			年1回			
ボルト、ナットの緩みがない。			年1回			
固定強度に不足の懸念がない。			年1回			
接続箱	☑	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。	年1回		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	年1回		
			雨水、じんあい等の侵入がない。	年1回		
☑	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。	年1回			
漏電遮断	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などが無い。	年1回		
	☑	配線	配線に著しいきず、破損がない。	年1回		
パワーコンディ	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。	年1回		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	年1回		

			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。		
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない	年1回	
	<input checked="" type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などが無い。	年1回	

附帯施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	<input type="checkbox"/>	切土法面	小段の沈下がない。	目視	年 ○ 回	
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
	上部斜面からの土砂流出がない。					
	<input type="checkbox"/>	盛土法面	小段の沈下がない。			
			段差が発生していない。			
			排水溝の損傷がない。			
			法尻の崩落がない。			
			オーバーフローによる洗掘がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
		湧水箇所の軟弱化がない。				
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。			
座屈、段差、傾斜がない。						
つなぎ目にずれがない。						
排水設備	<input checked="" type="checkbox"/>	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。		年2回	
			亀裂、ずれがない。		年2回	
			破損がない。		年2回	
			排水設備外への漏水がない。		年2回	
調整池	<input type="checkbox"/>	提体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。			

			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。		
			草木の繁茂がない。		
	<input type="checkbox"/>	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。		
	<input type="checkbox"/>	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。		
	<input type="checkbox"/>	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。		
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			油等の浮遊がない。		
	<input checked="" type="checkbox"/>	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。		
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。		
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。		
			油等の浮遊がない。		
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。		
防護柵、塀	<input checked="" type="checkbox"/>	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。	年2回	
	<input checked="" type="checkbox"/>	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。	年2回	
	<input checked="" type="checkbox"/>	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。	年2回	
進入路・管理道	<input checked="" type="checkbox"/>	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。	年2回	
			事業地周辺への土砂の流出がない。	年2回	
			雨水等による洗掘がない。	年2回	
			草木の繁茂がない。	年2回	
設置地盤	<input type="checkbox"/>	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。	年2回	
			段差、傾斜がない。	年2回	
			空洞の発生（土砂の流出）がない。	年2回	
			隆起の発生がない。	年2回	
設置地盤	<input checked="" type="checkbox"/>	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。	年2回	
			事業地周辺への土砂の流出がない。	年2回	
			雨水等による洗掘がない。	年2回	
			草木の繁茂がない。	年2回	

※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加・修正してください。

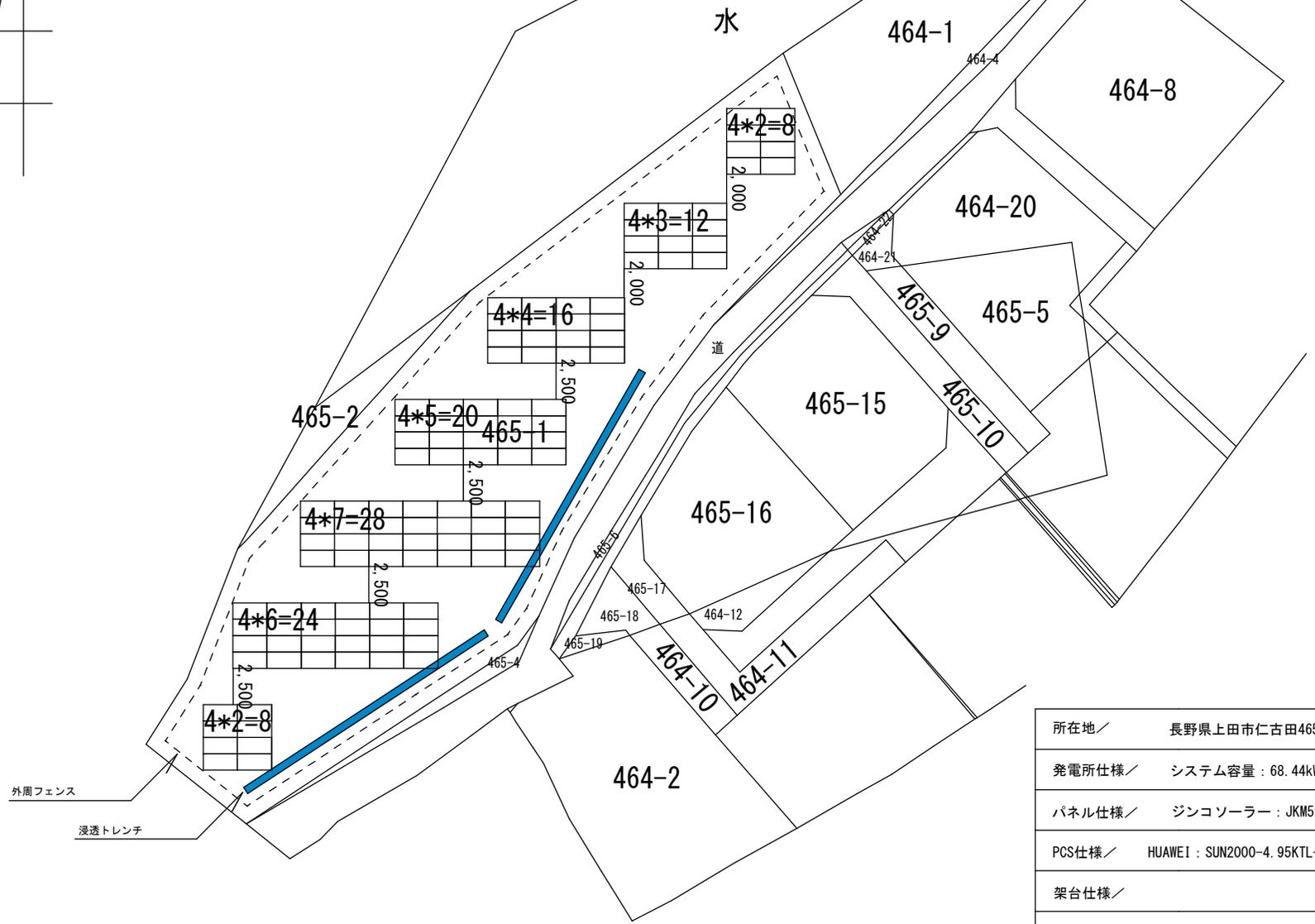
# 位置図



# 事業区域案内図

長野県上田市仁古田465-1





所在地	長野県上田市仁古田465-1	(面積: 934㎡)
発電所仕様	システム容量: 68.44kW	(野立て太陽光発電)
パネル仕様	ジンコソーラー: JKM590N-72HL4-BDV-J (2382 × 1134 × 30mm)	116枚
PCS仕様	HUAWEI: SUN2000-4.95KTL-NHL2	PSC出力: 10台 49.5kW
架台仕様	総アルミ製 架台角度20°	
系統		

工事名称	仁古田②発電所	縮尺	
図面名称	パネル配置図	日付	

**YANAGIDA株式会社**

とび・土工事業業 長野県知事(般-4)第24465号 千386-0407長野県上田市長瀬3580  
 電気事業 長野県知事(特-5)第24465号 TEL 0268-75-0262

# 太陽光発電設備設置工事 スケジュール

設備設置住所 上田市仁古田465-1

	2025年10月					2025年11月				
造成工事										
杭打ち・架台工事										
電気工事										

# 完成イメージ図



# 上田市仁古田465-1 現況写真方向



上田市仁古田 465-1 仁古田第2発電所 現況写真





(参考様式) (第11条・第13条関係)

### 事業基本計画説明状況書

2025年 7月 4日作成

事業者の住所・氏名 (法人にあって、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	長野県上田市長瀬3580 YANAGIDA株式会社 代表取締役 小宮山純一	
事業太陽光発電施設の設置の場所	長野県上田市仁古田465-1 (設備ID オフサイトPPAのため設備IDなし)	
説明会開催についての周知の方法とその範囲	仁古田自治会回覧板 県ホームページ公表	
説明会の概要	日時	2025年7月4日 18時～
	場所	仁古田公民館
	参加者数	6名
	説明を行った者の氏名(法人にあっては、氏名及び役職名)	YANAGIDA株式会社 竹重 中村 小林

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

(添付資料) 1 説明会で配布した説明資料

2 説明会で説明した内容、参加者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録

1

令和7年7月4日

# 仁古田第2発電所 説明会

## スケジュール

1. 会社概要
2. 事業計画のご説明
3. 質疑応答

「長野県地域と調和した太陽光発電の推進に関する条例」  
に基づき実施していきます。



1

2

## 会社概要

### 【本社所在地】

〒386-0407長野県上田市長瀬3580  
Tel:0268-75-0262/Fax:0268-75-0218

YANAGIDA株式会社  
代表取締役 小宮山 純一

資本金 2000万円  
とび・土工事業 長野県知事(般-4)第24465号  
電気事業 長野県知事(特-5)第24465号

### 【事業内容】

太陽光発電システムの販売・設計・施工・管理  
『自然エネルギーで未来を創る』  
わたしたちはこのスローガンの元、自然エネルギーを活用したエコな未来を目指し  
太陽光発電を中心に事業展開しています。



2

3

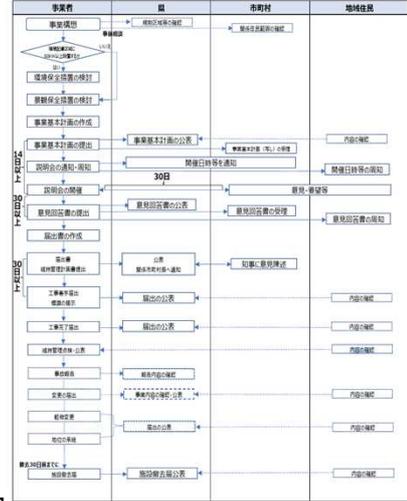
## 事業計画

発電所名所 仁古田第2発電所  
 計画予定地 長野県上田市仁古田465-1  
 発電出力 49.5kW/49.5kW  
 (パネル合計出力 68.44kW)※現時点  
 事業面積 934㎡  
 工事業者 YANAGIDA株式会社

- 主な関係法令
- ・長野県地域と調和した太陽光発電の推進に関する条例
  - ・上田市景観条例
- 行政管轄
- ・長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係
  - ・上田市役所 都市計画課 調査計画担当
  - ・上田市役所 都市計画課 公園緑化景観担当

本計画は県が示しております手続きフロー(右図)に従っております。

2 特定区域以外の区域に設置する場合の手続きフロー図



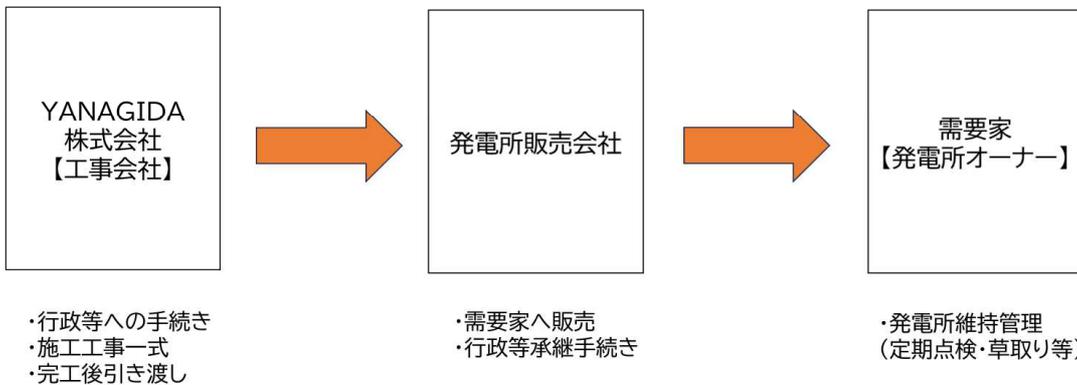
【長野県再生可能エネルギーホームページ 事業計画公表ページQRコード】



3

4

## 太陽光発電所 関連会社体制図



4

5

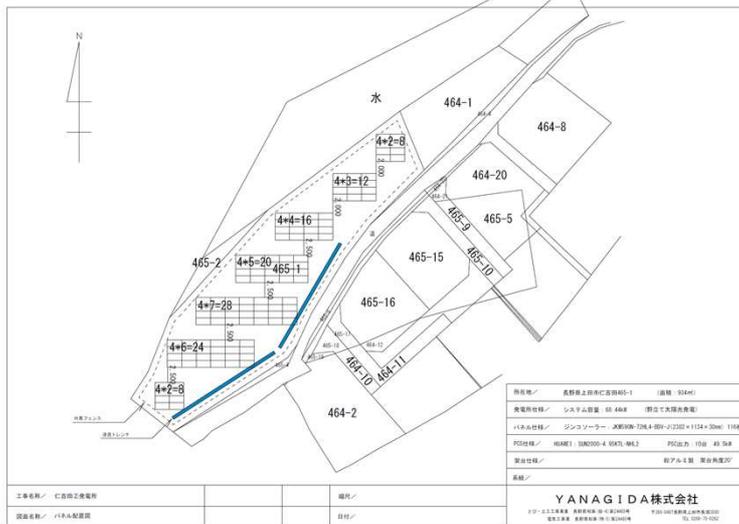
### 事業区域案内図



5

6

### 設計図面 仁古田465-1



6

7



7

8

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（案）

〇〇区自治会長〇〇(市町村長〇〇)（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏第（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）  
 第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。  
 事業の種類 太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）  
 事業地 〇〇区〇〇町〇〇番  
 事業面積 〇〇平方メートル  
 事業規模 〇〇kW  
 協定対象期間 平成〇〇年〇月〇日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）  
第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）  
第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）  
 第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。  
 2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）  
第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）  
第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

（協定の存続）  
第7条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

（疑義等の処理）  
第8条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

（立会人）  
第9条 立会人は、この協定の締結及び内容について承知するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 住 所 \_\_\_\_\_  
 自治会名 \_\_\_\_\_  
 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
 事業者名 \_\_\_\_\_  
 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（立会人） 住 所 \_\_\_\_\_  
 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（改ページ）

別紙（平成〇〇年〇月〇日確認）

（以下、甲乙間で取り決めた内容を記載）

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5



8

9

## 太陽光発電設備設置工事 スケジュール

設備設置住所 上田市仁古田465-1

	2025年9月					2025年10月				
伐採			→							
造成工事				→						
杭打ち・架台工事					→					
電気工事						→				

**YANAGIDA**  
自然エネルギーで未来を創る

9

10

## 説明会内容に関するご意見・問い合わせ

本日の説明会の内容に関し、ご意見等の提出が可能です。  
条例に基づき、締切を説明会実施日から30日間 令和7年8月2日までとさせていただきます。

【提出先】  
YANAGIDA株式会社  
〒386-0407  
長野県上田市長瀬3580  
Tel:0268-75-0262/Fax:0268-75-0218  
E-mail: info@i-yanagida.jp  
担当:小林  
※令和7年8月2日 必着

本日はご参加いただきありがとうございました。

**YANAGIDA**  
自然エネルギーで未来を創る

10

【(第11条・第13条関係) 説明会意見回答書】

作成日 2025年 7月 4日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県上田市仁古田465-1
----------------	----------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
パネル設置場所に竹藪があるが伐採等行う予定なのか。	隣接土地住民	航空写真上にイメージ図として重ねているため、実際は竹藪を伐採した所に設置します。
うちとの土地との堺を明確にしてほしい。	隣接土地住民	設置工事前に境界確定を行い隣接土地との境界を明確にいたします。
パネルによる反射の影響はあるのか。 仮に反射した場合の対応はできるのか。	近隣住民	住宅に向けて反射がしないようなパネル設計にしております。 仮に反射が気となる場合は目隠しフェンス等を設置して対応いたします。
日中の動作音はあるのか。	近隣住民	パワコンからの音はほぼないです。生活に支障のある音はないです。
土地境界ギリギリにフェンスを設置するのか。	近隣住民	土地境界から1m後退してフェンスを設置いたします。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
自治会費に関してどのように進めていくか。	副自治会長	取り決めをしていただき、自治会の方針に従います。
雨水の処理は問題ないか。	近隣住民	現況測量から、地形の勾配を考慮、上田市の30年確率の降水確率を考慮して浸透トレンチを計画しています。
仁古田第二発電所と名前がなっているが第一もあるのか。	住民	仁古田112-1の土地を弊社が所有してるが現在農地の為、農地転用が完了次第、事業計画を進める予定です。
自治会との協定書の内容は公表されるのか。	住民	協定書の内容はHP等で公表しておりません。 自治会と弊社で保管いたします。
県が示している条例の元に行っているのか。	住民	県が定めた条例の内容に基づいて事業計画を行っています。
本日の質疑応答はどこかで開示されるのか。	住民	条例により、開示する義務があるため、住民説明会后30日間の意見募集期間を設けたのち、県のHPにて内容が公表されます。また個人名等は伏せております。

令和7年8月8日

上田市長 殿

上田市長瀬3580

YANAGIDA株式会社

代表取締役 小宮山純一

## 事業基本計画書に対する意見回答書

施設の設置場所	上田市仁古田465-1
事業区域の面積	934㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 環境政策課 建築指導課
	都市計画課（公園緑化景観担当・調査計画担当）
税務課	1 令和8年1月1日時点で太陽光発電設備を取得済みの場合は、令和8年1月末までに償却資産税の申告が必要になりますので、よろしくお願いたします。 ➡ 承知いたしました。
環境政策課	1 周辺住民からの問い合わせ先を現場に掲載する等によって地元へ周知するとともに、万一苦情等が発生した場合には真摯に対応してください。また、工事中に連絡先の書かれた看板を取り外してしまうというケースがあったので、看板は工事中も撤去せずに設置してください。 ➡ 承知いたしました。
	2 感電、破損等が起こらないように努めてください。また、事故や災害によりパネルが損壊した場合、周辺に被害が及ばないよう対処(感電、有害物質等への対策)を適正に行ってください。 ➡ 承知いたしました。適切に行います。
	3 反射による光の影響等、近隣住民より苦情が発生した場合は真摯に対応してください。 ➡ 承知いたしました。随時対応いたします。
建築指導課	1 太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条第1項第1号から第3号の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。 (高さ2mを超える擁壁も同様) ➡ 承知いたしました。
	2 南東側：建築基準法第42条第2項道路に該当します。 ※道路幅員が4m未満の場合は、現況道路幅員の中心線から2mの道路後退が必要になります。(建築物等の建築、擁壁等の構造物の築造は不可) ➡ 接道道路中心線より2m以上後退させた箇所にフェンスを設置いたします。
都市計画課 公園緑化景観担当	1 事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準をご確認ください。 (田園地域区分)

	➡	確認いたしました。田園の景観形成基準の配慮に努めます。
都市計画課 調査計画担当	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
	➡	承知いたしました。
	2	着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。
	➡	承知いたしました。
	3	雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分をお願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
	➡	雨水排水処理が適切に行えるトレンチの設計をし、雨水や土砂の流出がないように対策いたします。
	4	工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
	➡	承知いたしました。